

平成 27 年度第 1 回 八戸市子ども・子育て会議 議事録

【日時】

平成 27 年 11 月 2 日（月）13 時 30 分から 14 時 35 分まで

【場所】

八戸市庁 本館 3 階 第 3 委員会室

【出席者】

(1) 出席委員（委員一覧順：14 名）

坂本委員、関川委員、田名部委員、椛沢委員、田頭委員、田中委員、馬場委員、
松井委員、川村委員、小向委員、小笠原委員、瀧澤委員、長澤委員、久保杉委員

(2) 事務局（8 名）

石田福祉部長（兼）福祉事務所長、加賀福祉部次長（兼）福祉・子育て給付金室長
（こども未来課）

工藤課長、森林副参事（こども企画GL）、野田副参事（こども育成GL）、
清川主査、上村主事

（子育て支援課）

池田課長

【会議次第】

1 開会

2 議事

(1) 八戸市次世代育成支援行動計画 後期計画 平成 26 年度実施状況について

(2) 利用定員について

(3) 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）
について

(4) その他

3 閉会

議 事 録

(開会 13 : 30)

○司会

ただいまより、平成 27 年度第 1 回八戸市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は、山西委員、平間委員、荒谷委員が所用のため、欠席されておりますが、委員半数以上の出席であり、八戸市子ども・子育て会議条例第 7 条第 2 項の規定により会議が成立していることを御報告いたします。

また、人事異動等により、5 名の委員が変更となっておりますので、ここで、新しく委員とされました方を御紹介いたします。

お一人目は、八戸市小学校長会より御推薦いただきました、田名部喜郎委員でございます。

お二人目は、八戸市手をつなぐ育成会より御推薦いただきました、川村暁子委員でございます。

三人目は、本日欠席されておりますが、特定非営利活動法はちのへ未来ネットより御推薦いただきました、平間恵美委員でございます。

四人目は、八戸市社会福祉協議会より御推薦いただきました、馬場信一委員でございます。

五人目は、三八地域県民局地域健康福祉部より御推薦いただきました、久保杉嘉衛委員でございます。

それでは、会議に入ります。当会議条例第 7 条により、会議の議長は、会長が務めることとなっております。坂本会長に御挨拶をいただき、引き続き議事の進行をお願いいたします。

○会長

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございました。そしてまた、それぞれの団体の皆様の中での異動がございまして、新たに 5 名の先生方に委員になっていただきました。

これからのですね、自分たちの八戸における子どもたちの育成のために、この会議が新たに設立されておりますので、関係いたしますそれぞれの部署団体の皆様方から、意見をお聴きして、市役所として、いい計画を立ててそれを実行していく、そしてまたそれを検証もしていただきたい、そういう意味でこの会議が設立されておりますので、委員の皆様におかれましては、よろしく御協力をいただきたい、というところでございます。

今日は 3 つの議案ということで、今、計画を立てて実行しているところでありますけれども、八戸市次世代育成支援行動計画後期計画の平成 26 年度におきます実施状況について、皆様に御報告させていただく、ということでございます。2 つ目には、今まで決めていただきましたが、利用定員をどのように運用していけばいいかということで、2 つ目の議題となっております。そして、3 つ目といたしまして、八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例がございまして、それをより活用しやすい方向に一部改正をしたいということで、案として今日提案させていただいているところでございます。主にこの 3 つが議題となりますので、委員の皆様におかれましては、いろいろ御意見等を出していただいて、より良いものをまとめて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○会長（議長）

それでは早速議事を進めて参ります。委員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

最初に、本日1つ目の議事（1）八戸市次世代育成支援行動計画後期計画の平成26年度実施状況について、事務局より説明をお願いします。また、これに先立ちまして、委員の皆様から、事前に資料を配付しておりましたので、質問或いは御意見があればということで、意見票の提出をお願いしておりましたので、それに対する回答もあわせて説明願います。

○事務局

八戸市次世代育成支援行動計画後期計画、平成26年度実施状況について、御説明いたします。

本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年に本計画を策定し、少子化及び子育て支援の環境整備を推進するため、平成22年度から26年度においては、後期計画のもと、取り組みを行って参りました。なお、次世代育成支援対策推進法第8条第6項において、市町村は1年に1回、実施状況を公表するよう努めるものとされておりますので、これに基づき御報告するものです。

まず初めに、本市の現状としまして、資料1-5「本市の合計特殊出生率について」を御覧ください。合計特殊出生率とは、1人の女性が生涯に産む子どもの人数を推定したもので、人口の維持に必要とされる水準は、2.07と言われております。上段のグラフ、「合計特殊出生率の推移」を御覧いただきますと、平成26年の本市の出生率は1.44となっており、前年の1.42と比較して、0.02ポイント上昇しております。これは、平成26年の青森県、及び全国平均の1.42と比較しますと、若干高い数値となっております。

次に、出生児数の推移のグラフを御覧いただきますと、平成26年は平成25年と同数となっておりますが、近年の実績から見ますと、最も低い数値であることには変わりなく、その下の人口、及び15～49歳の女性人口の推移のグラフを見ましても、人口減少が年々進んでいることがわかります。

続きまして、資料1-3「計画の体系図」を御覧ください。本計画は、7つの基本方針のもと、現在、廃止した事業も含めると225の具体的な事業があり、各事業について、実績に基づき毎年評価を行い、事業の継続や拡充、或いは見直しを行って参りました。評価の方法につきましては、資料1-4のとおり、基準を設けまして、事業担当課による一次評価、更に、こども未来課による二次評価を行っております。

それでは、資料1-2「平成26年度実施状況」について御報告いたします。1、基本方針ごとの実施状況でございますが、ここで、A3サイズの資料1-1、「平成26年度実施状況調査票」を御覧いただきますと、ページの右側に、項目ごとに第二次評価の欄を設けてございます。この第二次評価を集計したものが、資料1-2でございますが、星印が3つの「順調に取り組まれている」施策が、25年度では30項目だったものが、26年度では32項目に増えており、全体で見ますと、ほぼ計画のとおり実施できたものと考えております。

次に、2「重点推進項目の達成状況」につきましては、計画において、12の重点推進項目を掲げており、その第一次評価をここにまとめております。26年度の達成状況を見ますと、a評価が5項目、b評価が7項目、c評価が1項目、既に廃止又は終了した事業が2項目、となっております。

このうち、c 評価となっている、事業番号 3 の「病児・病後児保育事業の推進」につきましては、計画の策定当初において、実施箇所数の目標を 6 か所と掲げていたものでありますが、現在は、市内全体での利用状況を考慮して、5 か所の施設において実施することとしております。

以上を踏まえまして、計画全体としましては、完全な達成ではないにせよ、概ね当初の目標に近い内容で、実施されてきたものと考えております。

ここで、委員の皆様より、事前に提出いただきました 3 件の質問、及び 1 件の意見について、御説明いたしますので、本日お配りしました「当日配布資料」を御覧ください。

初めに質問 1、こちらは事業番号 48、母子健康手帳の交付の際に、同時にパンフレットを配付している「ナーサリーママシステム」に関しての質問でございます。このパンフレットは、最後のページに参考として載せておりますので、後程、御覧ください。

(質問 1：読み上げ)

こちらの事業担当課は、健康増進課ではありますが、質問の主旨がこども未来課に関する内容でございますので、こども未来課より、お答え申し上げます。

(回答 1：読み上げ)

続きまして、質問 2、事業番号 204、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の理解を深める交流教育事業に関する質問でございます。

(質問 2：読み上げ)

こちらの事業担当課は、27 年度からこども支援センターとなっておりますので、担当課からの回答を代読いたします。

(回答 2：読み上げ)

続きまして、質問 3、事業番号 224、八戸市空き家等の適正管理に関する条例の施行に関して、八戸市の空き家の状況をお知らせください、という質問でございます。事業担当課である建築指導課からの回答を代読いたします。

(回答 3：読み上げ)

最後に、事業への意見として頂戴しております、事業番号 61、62、222、223 の、主に児童の健康診査及び発達に関する相談への御意見でございます。

(意見：読み上げ)

こちらの事業担当課は健康増進課となっておりますが、御意見の主旨がこども支援センターに関する内容でございますので、こども支援センターからの回答を代読いたします。

(市の考え方：読み上げ)

以上が、平成 28 年度の実施状況に関する御質問、御意見、及び市としての回答でございます。

最後に、今年度からは、昨年度にこの会議において審議いただきました、第 2 期の次世代育成支援行動計画のもと、各種事業を実施しているところでございます。少子化が続くとされている中で、子育てを取り巻く環境は、今後も変化していくものと思われませんが、現状を的確に把握しながら、子育て支援の更なる充実を図るべく、関係分野と連携をとり、各施策を推進して参ります。

以上で説明を終わります。

○会長（議長）

ただいま説明をいただきましたが、その他事前に御質問、御意見等もいただいておりますので、あわせて回答もしていただいたところがございますが、皆様から御質問、御意見等伺いたいと思います。何かございますか。

○委員

最初の質問をさせていただいた者ですけれども、八戸市保育連合会としても、ホームページに掲載するなどしたいと思っておりますが、先日、これがどのぐらいの活用度があるかという集計表を、八戸市保育連合会としてまとめました。それぞれが子育て支援の相談事業などをやっておりますけれども、「ナーサリーママ」と銘打ってそれを活用しているところはなかなか見られない、10分の2ぐらいかなというところがあります。産まれる前からの対応が子育て支援の施設ではできるということを、是非、市としても大いにPRをしていただければ、というふうに思っております。回答ではそうしていただけるということですので、感謝しております。

それともう1つですが、一番最後の意見のところですが、よく関係機関や専門のところでもいろいろやっていたのですが、何が一番難しいかということ、お子さんを専門機関につなげる時に、こども園なり保育所から保護者の方にお話をするのが非常に難しいものがあります。相当、言葉にも注意して配慮しながらお話をしますが、わかっていただけない、ということが多々ありまして、早いうちに対応してそれなりの専門的な関わりをすれば、この子はあつという間に良くなるのだろうけれども、なかなかそれがうまくいかない。また、保育所の職員が伝えると、「個人的に先生がうちの子が大変だから、そんなことを言うのだろう」みたいな感覚で捉えられてしまうところがあるので、できればそういう専門機関で専門の知識を持った方が直接に保護者の方に伝えていただける、そういうシステムがあればいいなということで、この質問をさせていただきました。

現在、こども園でも保育園でも幼稚園でも、現場でいろんな機関と一生懸命連携をとりながらやっているのですが、やはり保護者の方へ伝えることが一番難しく、その先に進まないという現状があるということで、是非これをまた充実させていただければ、というふうに思います。以上です。

○委員

今と関連してなんですけれども、うちの「手をつなぐ育成会」は障がいの人たちと保護者の会なので、私も子どもが21歳でして、その昔にはこういう状態であって、少しおかしいよっていうところから始まって。ダウン症だとか何か生まれた時からの障がいのお子さんと、やっぱり1、2歳あたりとか、あと健診でちょっとひっかかってくるっていうのが徐々にきて、本当に障がいなんだというところと、個性というか、「ちょっと遅れてただけなんだね」という段階との狭間のところが、今自分の子どもが21歳になってみて、一番苦しかった時期なんですね。だから今思えば、はっきり診断名というか、こうだって行く先がわかって進んだ方が、すごくこう、落ち着くんですよ。

それで今委員がおっしゃったように、そのところで言ってくれる人、自分が気付くこと以外に言う人っていうのが、家の人だったり、保育所の方だったり、近所の方が「ちょっとお宅のお子さんが」って言ったり、いろんなパターンがあるんですね、言われるきっかけというのが。そ

の時に、ここに専門家を置いて、間に専門家が入ると、またちょっとハードルが高くて。専門家から言われちゃうと、やっぱり本物かっていうようなところもあるので。

なかなか個人情報とか難しいのかもしれないですけど、一番私が気が楽だったのは、みんなも今になって言うのは、同じような立場のお母さんのちょっと先輩の人、本当に障がいでわかって、そういう所に行かれるようになって、心が少し落ち着いた方たち、先が見えた方たちに、相談したりとか、「幼稚園でこんなこと言われたのよ」と泣きながら言うとか、そのようなところが一番楽で。

私たちは一応、障がいの方たちへの相談員という役を市からいただいて、相談には乗るんですけど、障がいの方のパンフレットにしか私たちの名前が載っていないんですね。ですから、この段階で、もしも私たちか、それよりもちょっと養護学校ぐらいの方たち、それに見合ったような役目を与えていただければ、ピアカウンセリングみたいな、話を聞くだけでもいいので、ハードルをひとつ下げて、保育士さんでもない、専門家でもない、何となくお母さん同士の仲間の中で、ちょっと同じような思いをした人に1回言うてみる、というようなことができれば、段々日が過ぎると「うちの子そうなんだな」って思う時が必ず来るんですね。そこまでの悩みを短くしてあげればいいのかと思います。

子どものためには、早期発見して早期対応しなければ、やっぱりそこでこじれていろんなことが起こる、そのことが課題だと思います。

○会長（議長）

はい、委員から御自分の体験としての御意見がありました。

○委員

そういう組織や団体があるのであれば、そういったものの情報を市の方から保育関係等に流していただけると。

○委員

障がい福祉課の中には、自閉症の会とかパンフレットを置くんですけど。そこはちょっと、パンフレットを置いているくらいですかね。

○会長（議長）

はい、役所の方で中に入ってということですので。良いことはやってあげるべきだと思います。

他にございませんか。よろしいでしょうか。事前に質問がございましたが、その回答もいただきましたし、今また新たに御意見もいただきました。

それでは、御意見がないようでございますので、ただいまの後期計画の平成 26 年度の実施状況の報告については、了解いただいたものとして取り計らいます。

次に、議事（2）利用定員について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

本日の議事 2 利用定員について御説明させていただきます。資料 2 の 1 ページ目をお開きくだ

さい。

議事にございます利用定員とは、今年度からスタートしている子ども・子育て支援新制度で導入された確認制度という手続の中で新たに定めることとなったものです。昨年度来、複数回御説明してきておりますが、再確認の意味からも、まず、その確認制度の概要について説明させていただきます。

確認制度とは図にお示ししておりますが、左側の認可施設等の設置者からの申請により、実施主体となる市が、施設の運営費用となる各種給付の支給対象施設として、市の条例や基準に基づき、適切な運営形態となっているかを確認するものです。その確認の中で、市が施設の利用定員を設定することとなります。

市が利用定員を設定する際には、①子ども・子育て会議から意見聴取を行い、②県の事業計画との整合性が保たれるようにするなど、県との協議が必要となります。これらの手続を経て利用定員を設定することとなります。

それでは、次に、利用定員がもつ役割について、説明いたします。次のページ2ページを御覧ください。

利用定員は、○の1つめが、前ページで説明しました、確認申請に基づき、市が設定することとなるものでございまして、次の○ですが設定した利用定員は、施設において子どもを受け入れることが可能な人数の基本となるものです。

次の○ですが、この利用定員で設定した人数によって、各施設における給付費の単価、子ども1人あたりの給付単価を決める水準となります。具体的には、利用定員が少ない人数であれば、子ども1人当たりの単価が高くなり、利用定員が多ければ、子ども1人当たりの単価が低くなる仕組みのため、実情に即した利用定員を設定することが必要になります。

次の○ですが、利用定員は教育・保育施設が受ける認可定員と一致することを基本としています。真ん中、下あたりに例を図で示していますが、左側が基本的な設定例となります。まず認可定員とは、施設の設置認可を受けるときの定員で、一方、利用定員は、市から給付対象としての確認を受ける際の定員で、それぞれの申請の際に1度設定することとなります。例として認可定員が100人であれば、利用定員も100人とすることが基本になります。隣の図は、幼稚園などにみられますが、既に認可を受けている認可定員に対し、実際の利用が少ないときには、認可定員の範囲内で利用定員を設定することができます。これにより、認可定員の100人に基づく給付ではなく、利用定員で設定した70人の水準で給付を受けることができます。次に右側ですが、設定した利用定員が、実態と合わない状況となったときには、利用定員の見直しを行い、適正な利用定員にする必要があります。

最後の○ですが、この利用定員が、子ども・子育て支援事業計画における確保方策（需要に対する供給量算定の基礎的な数値）となります。計画策定時に「量の見込み」いわゆる教育・保育を必要とするニーズを推計し、ニーズに対しての供給量となる確保方策を設定しました。計画した確保方策に対して、どの程度の利用定員が設定されているかについては、後程御説明いたします。

次に、来年度、平成28年度に向けた事業者からの意向希望についてご説明いたします。次のページ、3ページを御覧ください。

利用定員の設定については事業者からの確認申請により設定することとなりますが、利用定員

の設定にあたっては、事業者の意向を考慮する必要があります。そこで、昨年に引き続き、平成 28 年度からの意向調査を実施しました。まずは、施設が認定こども園等へ移行するなど施設類型の変更の希望があるかを把握したうえで、希望する利用定員について調査しました。その調査結果をまとめましたのが、図でお示ししている内容となります。真ん中が今年度で、右側が 28 年度の予定となります。内容は、従来型の幼稚園から、施設型給付を受ける幼稚園への移行希望が 2 か所、幼保連携型認定こども園への移行希望が 1 か所、保育所からは、認定こども園へ移行する施設が 6 か所、うち幼保連携型が 4 か所、保育所型が 2 か所となっております。なお、本資料の最終ページに平成 28 年度までの移行状況について、まとめた資料を添付しておりますので後程御覧いただければと思います。

これらの移行希望施設のうち、認定こども園へ移行する施設については、今後、県に対する認定こども園の認可・認定申請と、市に対する確認申請とを、同時並行的に行う必要がありますので、今回の会議でご承認をいただいたうえで、事業者へ利用定員を内示いたしますので、その後の事業者における申請をスムーズに行うことができるものと考えております。あわせて、県との協議を進めていくこととしたいと考えております。

次のページ 4 ページをご覧ください。こちらは、各事業者の意向をまとめたものでございます。上の表が、先程御説明しました、今後、事業者からの確認申請を受け、利用定員の設定が必要となる施設についてまとめたものでございます。

ここで 1 点、補足として説明をさせていただきます。上の表、一番下に記載しております、市野沢保育所でございます。八戸市立の公立保育所でございますが、平成 28 年度からの民間移譲に伴いまして、既に報道等で御承知の方もいらっしゃると思いますが、今般、市内の学校法人へ移譲先が決定いたしました。施設類型は引き続き保育所となります。これに伴い、新たな事業者からの確認申請を受け、事務手続きを進める必要があります、今回の利用定員設定につきましても、本会議における意見聴取の対象となるものです。

その他の移行希望施設につきましても、表の左側が平成 27 年度中の利用定員となっております。右側が、平成 28 年度における利用定員案となっております。

まず、幼稚園からの移行については、過去 3 年間の利用実績についても意向調査の際に合わせて確認させていただいたところ、利用実態に近い状況等となっているため、事業者の希望どおり設定することとしたい、と考えております。

また、保育所からの移行等につきましても、平成 28 年度の希望定員は、今年度の施設の利用状況から勘案すると、利用実態に近い定員設定の希望となっており、また、認定こども園への移行に伴う 1 号認定の定員設定につきましても、適正と考えられますことから、事業者の希望どおり設定することとしたいと考えております。

次に、下の表となりますが、こちらは、意向調査を行う際に、平成 28 年度に向けた利用定員の変更希望についても調査を行いました。いずれの施設につきましても、現在の利用状況に則した希望となっております。たとえば、1 号認定の増員につきましても、現在利用定員を超過して受入している施設や、さらなるニーズがあるにも関わらず、入所を断っているケース、保護者の就労状況の変更による、2 号認定から 1 号認定への変更に対応するためなど、認定こども園が持つ機能を発揮していく上で、必要な範囲内の設定であると考えております。

下の表の一番下に記載しておりますが、平成 27 年度の利用定員に対し、実際の利用が少なか

ったことにより、定員の減少届がありまして、既に手続きが済んでいるものです。

なお、利用定員の変更等については、会議からの意見聴取は任意となりますが、今後、県との協議が必要となるものですので、併せてお知らせするものです。

その他、意向調査では、認可外保育施設が認可施設事業に移行する希望もございましたが、移行に当たっては、施設の改修等が必要となることもあり現時点では移行時期が明確でないため、こちらは機会を捉えて、後程ご審議いただくことになると思われますので、その際はよろしくお願いいたします。

次に、これまで説明して参りました、利用定員が、子ども・子育て事業計画における確保方策、いわゆる供給体制として、どの程度確保されているかを見ていきたいと思えます。次のページ、5ページをお開きください。

まず、表の見方を、内容と絡めながら説明させていただきます。このページは、満3歳以上の子どもで、教育を希望する1号認定に関する部分になります。題名下の四角に、事業計画における提供区域、受給のバランスを考える区域名を記載しており、1号認定は市全体と設定しております。

次に、左側の表をご覧ください。表の左に事業計画と記載しておりますが、こちらが、計画策定時に設定した上の太字、量の見込み①、ニーズにあたる部分ですが1860人。次に真ん中の太字、確保方策②がニーズに対する供給計画で2386人。その4つ下②-①の526と書かれている部分が、計画上の過不足を示す部分で、供給がニーズを上回る計画となっております。

次にその下、左側に確保状況と書かれている部分についてですが、太字の確保状況③の2483人が実際の定員数になります。その3つ下③-①623人が、計画上で見込んであるニーズに対し、実際にどの程度確保されているかの、過不足を示す部分になります。この状況を簡潔に示しているのがその下の「状況」の欄です。確保状況、実際の定員が計画上の供給を上回り、さらに計画上のニーズも上回っているため、ニーズを満たしている、と捉えることができます。そして右側には同じような表示方法により平成28年度の状況を掲載しております。平成27年度から平成28年度の確保状況に矢印が伸びておりますが、先に説明しました各施設の移行希望を記載し、平成27年度からどのように推移したかを示しております。1号認定においては、全体で73名分定員が減少することとなりますが、状況としては昨年度と同様、計画上のニーズを上回っているため、ニーズを満たしている、と捉えることができます。

次に、2号と3号の保育ニーズにおける状況を御説明いたします。6ページを御覧ください。こちらは、保育を希望する満3歳以上の2号認定と満3歳未満の3号認定に関する部分になります。2号・3号認定につきましては、事業計画における提供区域を市内10地区に分けて計画しておりますが、まずは10地区の数値を積み上げた形の、市全体の状況となります。

ここで資料の訂正が2か所ございます。表右側の下部「状況」欄について、2号認定の標記の部分が見込みと実際の確保状況と量が逆になっておりました。次に11ページをお願いいたします。11ページ右側の状況欄の3号認定ですが、真ん中の確保方策と右側の確保状況が逆になっておりました。お詫びして訂正いたします。説明に戻らせていただきます。再度6ページをお開き願います。

右側の表、平成28年度の確保状況を見ますと、平成27年度と同様に、2、3号認定いずれも事業計画上、設定した確保方策より確保状況が下回っている結果となっております。主な要

因といたしまして、認可定員の拡大について、見込んでいた部分までの拡大が図れなかったことが要因です。新制度施行前の平成 26 年度から、今年度、平成 27 年度にかけては、保育定員で 749 名の増加が図られたところですが、今年度は 21 名の増加に留まっている状況です。

現時点では、認可定員の拡大と幼稚園から認定こども園への移行、認可外保育施設の地域型保育事業等への移行など、既存施設により確保を進めていくこととしておりますが、今後の見込みといたしましては、計画上の「量の見込み」と、今年度の 2・3号認定児童数の推移等を考慮した上で、提供区域ごとの状況により対応が必要と考えております。なお、年度中の需要増加へは、必要に応じ、定員超過入所の運用により対応していきたいと考えております。

次のページからが、10 地区の提供区域毎の状況になっております。次のページからは、提供区域ごとの状況を記載してございまして、事業計画上の量の見込みを下回る、供給不足が見込まれる主な地域については、8 ページの長者・根城地区でございまして、事業計画上も 28 年度においては供給不足が見込まれておりますが、実際の定員設定は、計画上の確保方策に対し、利用定員が不足する結果となっております。

次の 9 ページを御覧ください。9 ページの三八城・下長地区は、2・3号認定子どもの利用定員が 50 名増と大幅に増え、確保状況は改善しておりますが、計画上の確保方策に満たない状況となっております。次のページ、10 ページの小中野・柏崎・吹上地区も計画上のニーズに対し、実際の利用定員が不足している地区であります。次のページ、11 ページの白銀・湊・大館地区、14 ページの館地区、16 ページの南郷地区においても計画に対し、不足が生じております。

これらの不足が見込まれる地区につきましては、既存施設の定員拡大や認定こども園への移行希望への支援、認可外保育施設の認可移行等による対応が引き続き必要と考えております。一方で、子ども・子育て支援事業計画上の「量の見込み」、計画上のニーズと、実際に保育の利用をしている児童数、保育認定を受けた児童数の推移などを精査していき、実績を踏まえた上での対応を検討することが必要であると考えております。

資料の説明は以上とさせていただきますが、今後の事務手続きを進める上で 1 点御説明いたします。内容は、今後行うこととなる県との協議についてです。

本日お示しした利用定員に基づき、県と協議したいと考えておりますが、協議は、認定こども園の認可申請書を市で受け付けし、県への進達に合わせて、同時に行うこととなっております。利用定員の設定は認可定員の範囲内での設定となることから、認定こども園の認可審査の過程等で定員の調整が必要となる可能性があります。そのため、修正があった場合の県との再協議については事務局一任とさせていただきたいと考えております。また、本日御意見を頂いた場合の対応については、平成 27 年度の実際の児童数の推移等、実績に応じて対応していくものもあると思われませんが、御意見があった場合、その対応について会長一任としていただき、対応後、委員の皆様へお示しするという御承認をいただきたいものです。

大変長くなりましたが、以上で説明を終わります。

○会長（議長）

ただいま、事務局から利用定員について説明をいただきました。この後、今月中と聞いておりますが、今日の結果をもって、県との協議が始まるということでありますので、多少、県の方との打ち合わせの中で、変動等がありましたら、事務局に一任させていただきたいという、そういう話も

あわせて説明いただきましたが、利用定員について何か御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、ただいまの事務局の説明を了といたしたいと思います。そして利用定員については今後、県との協議によりまして、修正があり得るとのことでございますので、もし修正がある場合には、事務局に一任というふうをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ありがとうございます。それではそのように取り計らいます。

続きまして、議事(3)八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

資料3を御覧ください。八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)について、御説明いたします。なお、本件は、12月の市議会の議案として提出するものでございます。

初めに、この条例につきましては、昨年度、この会議において内容を審議のうえ制定し、本年4月1日より施行となっております。

1、改正の理由としましては、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が、本年4月1日より一部改正されたことに伴い、小規模保育事業等における職員の配置基準を緩和するためのものでございます。

2、改正の概要を御説明いたします。(1)、内容としましては、小規模保育事業所や事業所内保育事業所に配置する保育士の数の算定においては、保健師又は看護師を、1人に限って保育士とみなすことができるとされておりましたが、保健師又は看護師に加え、准看護師も保育士とみなすことができるよう、改正するものでございます。なお、職員配置基準につきましては、国の基準において、市町村が「従うべき基準」として位置付けられておりますので、当市におきましても、国の基準のとおり改正するものでございます。

(2)の対象施設の種別としましては、①、小規模保育事業所のA型及びB型で、ここで、資料の訂正がございました。小規模保育事業所の認可定員を、6人から15人と記載しておりますが、正しくは6人から19人まででございます。この場で訂正を申し上げます。A型とB型の違いですが、A型の職員は保育士資格があることが条件であり、B型は2分の1以上の職員に保育士資格があればよいこととなっております。

②の事業所内保育事業所でございますが、事業所の従業員の子どもに加え、地域の保育を必要とする子どもを受け入れる施設となっており、保育所型は定員数が20人以上、小規模型は19人以下の定員数で分類されております。

3の施行期日でございますが、公布の日からとする理由としましては、現在、市内に対象となる施設がないため、4月からさかのぼらずに、公布の日からの施行とするものでございます。なお、参考までに、裏面に条例の改正の新旧対象表を載せておりますので、後程、御確認ください。

以上で説明を終わります。

○会長(議長)

ただいまの説明に対して、御質問、御意見等ございますでしょうか。緩和の方ですから、よろしいかと思いますが。

よろしいでしょうか。

○委員

今後もし、今日出た利用定員とか見込み以外に、やはり移行したいという御意向がある園とか、そういうのが出た場合はどうなるのでしょうか。見直しをかけてまた会議に諮るのでしょうか。

○事務局

そのためだけに子育て会議を開催するというというのは、委員の皆様の御都合もありますので、今後、年度末頃にもう一度、会議を開催したいと考えてございますので、今後、移行施設がございました場合には、その年度末近くの開催で、その旨御報告申し上げたいと思っておりますので、御了承いただければと思います。よろしくお願ひします。

○会長（議長）

他にございませんか。

それでは、ないようでありますので、ただいまの事務局案について承認ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

はい、では承認ということで取り計らいます。

続きまして、（４）その他でございますが、委員の皆様から何かございますか。

ないようですので、事務局の方からお願ひします。

○事務局

事務局からその他について御報告申し上げます。まず、次回開催について、でございます。現時点で、次回は来年の２月の後半、又は３月の後半のいずれかを予定してございます。

議題について、でございますけれども、まだ変更が出てくるかもしれませんが、現時点では１つ目として、本日御審議いただきました利用定員について、県の認可を受けた後の最終の利用定員の御報告を申し上げ、２つ目といたしまして、子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業のうち、来年度から実施を計画しているものがございまして、その実施が確定した場合については、その事業内容の御説明をしたいと考えてございます。それから３つ目といたしまして、時期的に少し早いかもしれないですけれども、29年1月1日から当市が中核市へ移行するという関係がございまして、それに伴いまして、子ども・子育て会議で御審議いただく案件が増えてくることとなります。その内容についての御説明を次回で行いたいと考えてございます。

年度末の御多忙の時期でございますけれども、委員の皆様におかれましては、御出席賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○会長（議長）

では、本日予定していた議事は以上でございます。

これをもちまして議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。では進行を司会へ戻します。

○司会

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。委員の皆様、長時間にわたり、ありがとうございました。

(閉会 14 : 35)